## 安来市オープンデータ公開・活用推進庁内ガイドライン

平成28年10月 1日

## 1 目的

本ガイドラインは、国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)、「新たなオープンデータの展開に向けて」(平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)等を踏まえ、安来市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性について示すものである。

## 2 オープンデータの定義

オープンデータとは、インターネットを通じて誰でも自由に入手でき、機械判 読に適したデータ形式で、利用や再配布、アプリケーションの開発など二次利用 が可能な利用ルールで公開する公共データである。

## 3 オープンデータ推進の意義

#### (1) 行政業務の改善・課題解決

市の各部署のデータを積極的に開放し庁内利用を可能にすることで、まず職員が他部署のデータを活用して業務改善や課題解決を図ることが容易になる。更に、国・県や近隣自治体等、他の行政機関のデータの活用も可能になれば、その取組の幅を広げることができる。

## (2) 市政の透明性の向上

公共データを市民等が探しやすく分かりやすい形で開放することで、市民等が関心のあるデータを容易に入手できるようになり、市政の透明性の向上を図ることができる。

#### (3) 市民等のまちづくり参画の促進

市民等が自由な発想で公共データを利用できるようになることで、市政への関心が高まり、「まちづくり」を自らのこととして能動的に考える機会を増やすことができる。

#### (4) 市民等の利便性の向上

オープンデータの活用が活発化することで、市民等の利便性を向上させる 発想やサービス、アプリが生まれる機会を増やすことができる。

## (5) 地域経済の活性化

オープンデータの活用が高度化することで、情報入手・処理のコスト軽減による企業活動の効率化、情報の組合せにより付加価値を産む新ビジネスの 創出等により、地域経済の活性化を促進することができる。

## 4 基本原則

- (1) 各課が保有するデータは、積極的に公開する。
- (2) 取組可能なデータから速やかにオープンデータとして公開するなど、効率的に推進する。
- (3) 可能な限り、機械判読可能な形式で公開する。
- (4) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進する。

#### 5 推進体制

オープンデータは、定住企画課が主担当課とし、全庁的な体制によって推進する。

## 6 オープンデータ化の対象となるデータ

各課が保有する情報のうち、ウェブサイトに掲載し公開・公表しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、法令又は条例等による制約があるもの及び具体的かつ合理的な理由 により二次利用が認められない情報は、オープンデータ化の対象外とする。個 人情報などの安来市情報公開条例(平成 16 年安来市条例第 8 号)に規定する 非開示情報はオープンデータ化の対象外とする。

## 7 オープンデータの利用ルールと著作権意思表示

### (1) 二次利用のための必要な情報の表示

二次利用が可能であることをわかりやすく表示するため、オープンデータとして公開するデータは「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 日本」を活用するとともに、制約がある場合はその内容を明示するなど、当該データの活用条件を表示する。

(2) 第三者が著作権その他権利を有する情報を含むデータの取扱い

外部に委託した業務の成果物、市民・事業者から提供された情報等、第三者が著作権その他権利を有する情報が含まれる場合は、当該データの二次利用が可能となるよう、データの収集、委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

### (3) オープンデータ化できない部分の明示等

オープンデータの中に、第三者著作権や個別法の規定等によりオープンデータ化できない部分がある場合は、利用者が誤って二次利用することがないよう、該当範囲について削除を行ってから公表を行うものとする。

# 8 オープンデータの公開方法及び公開基盤の整備

オープンデータは、安来市オープンデータカタログサイト/ダッシュボードに掲載することにより公開する。

### 9 オープンデータの形式

公開するデータについては、特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式(XML, RDF, CSV等)で公開することに努める。

#### 10 オープンデータの維持管理

(1) データの信頼性の確保や改ざんリスクへの対応 適切なセキュリティ対策、改ざん対策を実施する。

## (2) データの鮮度の維持と更新情報の通知

迅速な公開又は鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに 公開するとともに、適時適切な更新を行う。

また、データの時点、作成日時、更新の周期等の開示、更新情報の通知を速やかに行う。

#### (3) 免責事項などの表示

市はデータの正確性の確保に努めるが、その正確性を保証するものではない。 公開されたデータを使用したことにより、データを利用した当該者又はデータ 加工若しくは二次利用した結果を利用した第三者に損害が生じた場合におい て、市は、理由の如何を問わず、その責任を一切負わず、紛争解決はデータを 利用した当事者間で解決しなければならない旨を記載した「安来市データカタログサイト利用規約」をオープンデータ公開場所に掲示する。

また、利用者はコンテンツ利用に当たって、利用規約に同意したとみなす旨を表示する。

## 11 利活用推進のための取組

### (1) 庁内外の意見・問合せへの対応

庁内外又は関連団体から意見、問い合わせ及び各種提案があった場合は、各 課が連携して対応する。

(2) 利活用推進のための意見

オープンデータについて、広報等を活用した周知、関連イベントの開催等により、市民及び利用者への認知拡大と利活用推進の取り組みを行う。

# 12 ガイドラインの改訂

本ガイドラインの内容は、今後の国の動向や技術的な変革などに応じ、随時 改訂していくものとする。